

委 員 会 報 告 書

1 議会運営委員会

- ・ 本定例会の会期を9月7日の1日間とする。

2 閉会中の継続調査申出

- ・ 議会運営委員会
- ・ 総務産業常任委員会
- ・ 社会文教常任委員会
- ・ 議会広報特別委員会

令和5年9月4日

江差町議会議長 萩原 徹様

議会運営委員会委員長 室井正行



委員会報告について

令和5年第3回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

1 開催期日 令和5年8月23日及び8月30日

2 出席者 室井委員長・出崎副委員長・飯田委員・小野寺委員・西海谷委員・萩原議長
町理事者（田畠副町長）

3 協議結果

1) 審議議案等

○ 委員会報告 4件

- ・議会運営委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・総務産業常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・社会文教常任委員会 [閉会中の継続調査申し出]
- ・議会広報特別委員会 [閉会中の継続調査申し出]

○ 報告 1件

- ・令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○ 認定 9件

- ・令和4年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・令和4年度江差町水道事業会計決算の認定について

○ 条例改正 1件

- ・江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

○ 補正予算・予算 3件

- ・令和5年度江差町財政調整基金の処分について
- ・令和5年度江差町一般会計補正予算（第7号）について
- ・令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○ 同意 2件

- ・教育委員会委員の任命について
 - ・固定資産税評価審査委員会委員の選任について
 - その他 1件
 - ・北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 議員発議 5件
 - ・ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
 - ・国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
 - ・現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について
 - ・地域公共交通に関する事務調査について
 - ・親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査について
 - 町長行政報告
- 2) 一般質問通告 8名
- ・塚本議員（2－3）、室井議員（2－5）、出崎議員（1－3）、飯田議員（2－5）、
小梅議員（1－1）、増永議員（3－3）、田畠議員（2－4）、小野寺議員（3－5）
- 3) 一般質問等について
- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
 - ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
 - ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。
その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
 - ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、
一般質問は事前通告制のため、再質問、再再質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の
質疑は厳に慎むこと。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明、質疑及び審議にあたっては、議員、理事
者ともに時間短縮に努め、効率的な議会運営にご協力願いたい。
- 4) 会期について
- ・9月7日（木）の「1日間」とする。

令和5年9月4日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会

委員長 室井 正行



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 調査事件 | ・ 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について |
| 2 理由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |

江差町議会議事録

令和5年9月4日

江差町議会議長 萩原 徹 様

総務産業常任委員会
委員長 小野寺



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 調査事件 | ・ 総務産業常任委員会が所管する事項について |
| | ・ 地方自治法第109条第2項に関する事項について |
| 2 理由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |

令和5年9月4日

江差町議会議長 萩原 徹 様

社会文教常任委員会

委員長 大門 和幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・ 社会文教常任委員会が所管する事項について
 - ・ 地方自治法第109条第2項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和5年9月4日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会広報特別委員会

委員長 出崎 太郎

江差町議
会特別委
員長印

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 調査事件 | ・ 議会広報発行に関する事項について |
| 2 理由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |